

◎新潟県教育委員会訓令第4号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第10号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県教育委員会
教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目（以下「削除別表号細目」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目（以下「追加別表号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の細目の表示及び削除別表号細目を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の細目の表示及び追加別表号細目を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 服務規程第5条に規定する休憩時間における勤務を必要とする<u>一定の期間継続して県民からの相談等が見込まれる業務</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(5) 新潟県立図書館における図書の貸出し業務</u></p> <p><u>(6) 新潟県立文書館における文書等の閲覧業務</u></p> <p><u>(7) 新潟県立生涯学習推進センターにおける相談業務</u></p> <p><u>(8) 新潟県立近代美術館における展示業務</u></p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 服務規程第5条に規定する休憩時間における勤務を必要とする<u>次の業務</u></p> <p><u>ア 新潟県立図書館における図書の貸出し業務</u></p> <p><u>イ 新潟県立文書館における文書の閲覧業務</u></p> <p><u>ウ 新潟県立生涯学習推進センターにおける相談業務</u></p> <p><u>エ 新潟県立近代美術館における展示業務</u></p> <p><u>オ 新潟県政記念館における展示業務</u></p> <p><u>カ その他一定の期間継続して休憩時間における県民からの相談等が見込まれる業務</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>